

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案に  
対する修正案要綱

一 協定の変更に係る許可及び認可を行う場合の評価等

(附則第四条関係)

1 国土交通大臣は、附則第三条の規定による協定の変更に係る新道路整備特別措置法(第一条の規定による改正後の道路整備特別措置法をいう。二二において同じ。)第三条第六項の許可及び新機構法(第二条の規定による改正後の独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法をいう。一において同じ。)第十四条第一項の認可(一及び二①において「協定の変更に係る許可及び認可」という。)を行う場合には、当該協定の変更に係る許可及び認可に係る新機構法第十三条第一項第四号の後行特定更新等工事について、次に掲げる観点から、その必要性及び合理性に関する評価を行うものとする。

① その協定の変更時における道路の修繕を効率的に行うための点検に係る技術を前提として、必要とされる工事のみを対象としているかどうか。

② 新機構法第十四条第一項の業務実施計画に記載する同項第九号の収支予算の明細の前提となる将来修繕費用(将来にわたり高速道路を利用できるようにするために必要な修繕に係る費用をいう。③及

び二二③において同じ。)の算定が適切であるかどうか。

③ 将来修繕費用に比してその効果が高いものであるかどうか。

2 政府は、この法律の施行後二年以内を目途として、国会に、次に掲げる事項に関する報告書を提出するものとする。

① 協定の変更に係る許可及び認可の状況

② 1の規定による評価の結果

## 二 検討条項の追加

(附則第七条及び第八条第一項関係)

1 政府は、人口の減少その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、有効に利用されていない高速道路の供用を廃止していくことその他の老朽化した高速道路の修繕の効率的かつ持続的な実施を確保するための方向性について、検討を行うものとし、この場合においては、一二の規定の例により、国会に、その検討の結果に関する報告書を提出するものとする旨の検討条項を追加すること。

2 政府は、高速道路の修繕その他の管理の重要性が増大していることに鑑み、この法律の施行後三年以内を目途として、一二の報告書及び1の報告書の内容を踏まえ、次に掲げる観点から、新道路整備特別

措置法第二十三条第一項第一号から第三号までに掲げる料金の額の基準その他高速道路の管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の検討条項を追加すること。

① 日本道路公団等の民営化の趣旨にのっとり、高速道路株式会社法第一条に規定する会社がより柔軟かつ多様な高速道路に係る料金の設定を行うことを可能とすること。

② 利用者の利便性の向上に貢献すること。

③ 将来修繕費用を最小化すること。

### 三 その他

その他所要の規定を整備すること。